

## 独立行政法人国立病院機構における医療費未収金の督促業務について

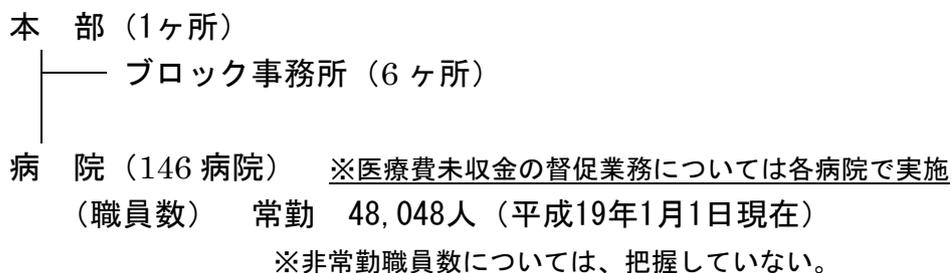
## ア 制度・業務の現状

## ① 業務の目的・概要及び具体的実施方法等

- 業務実施フロー図（別添 1）
- 現行において、国立病院機構の職員である公務員でなければできないとする特殊事情はない。  
※ 弁護士法第 72 条により、今般要望のあった督促業務は弁護士・弁護士法人には認められており（逆に非弁護士には禁じられている）、公務員でなければいけないというものではない。

## ② 業務実施に当たっての全体の組織体系

- 国立病院機構全体図



- 病院の組織図（別添 2）

## ③ 業務量に関する指標の実績

- 平成19年1月末現在の医業未収金（患者負担分）  
 件数 延べ約4万5千件  
 金額 約46億円
- 配置人員  
 督促業務のために、常勤職員を専属には配置していない。  
 （参考）〇〇病院 電話、文書による督促：1日1～2時間程度

#### ④ 業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概況

- 現行において、当該業務について、国の行政機関等の職員である公務員でなければできないとする論拠となる規制はない。

#### イ 業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とするこ について の所見及び措置の概要

##### (7) 共通事項

- 医療費未収金の管理回収業務は、現行の債権管理回収業に関する特別措置法の対象外とされているものであるが、国立病院における医療費未収金の管理回収のみを国の行政機関等の責任と負担のもとに実施しなければならない特別な事情はなくなり、債権管理回収業に関する特別措置法で規定する特定金銭債権に医療費未収金が追加されれば民間の医療機関同様、債権管理回収業者へ委託することができることになるものとする。

※ あくまで今回の要望は、債権管理回収業に関する特別措置法で規定する特定金銭債権に医療費未収金を追加することであると考えている。

##### (4) 国の行政機関等の公共サービス

#### D 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を含めて民間開放が不可能又は不適当と考えるもの

##### ① 現行の規制に関する法令等の必要性・妥当性

- (法令の解釈は当該法令所管省庁で行うものとするが、) 患者、患者家族等の経済的不安定な地位におかれている者に係る債権に対しての債権回収業者への委託については慎重に判断する必要があると考える。

##### ② 「公共サービス改革基本方針」5 頁①～⑤それぞれの視点に留意した上で の官民競争入札等の対象としない理由

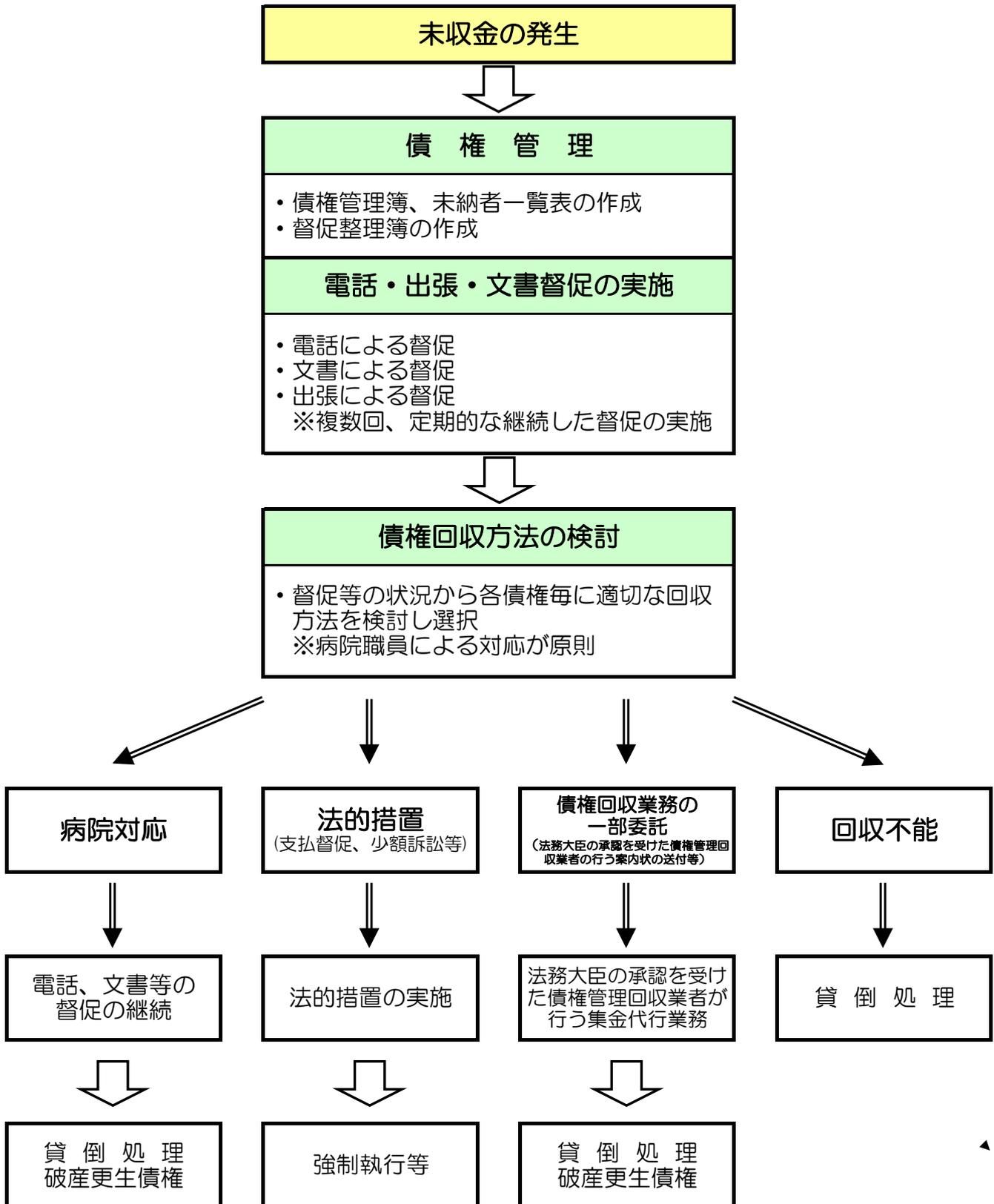
- 医療費未収金について、民間病院の分は規制をかけたまま、国立病院関係の分だけを特定金銭債権として規定した場合、官民で不公平感が生じるのではないかと考える。
- 医療費という特性から、国立病院の債権のみに債権回収の専門家により強制的に督促等を行うこととした場合、社会的批判を招きかねないのではないかと考える。

- なお、独立行政法人国立病院機構においてはクレジットカードによる支払いを進めるなど、未収金にならないような工夫を講じている。

#### ウ 外部資源の活用状況

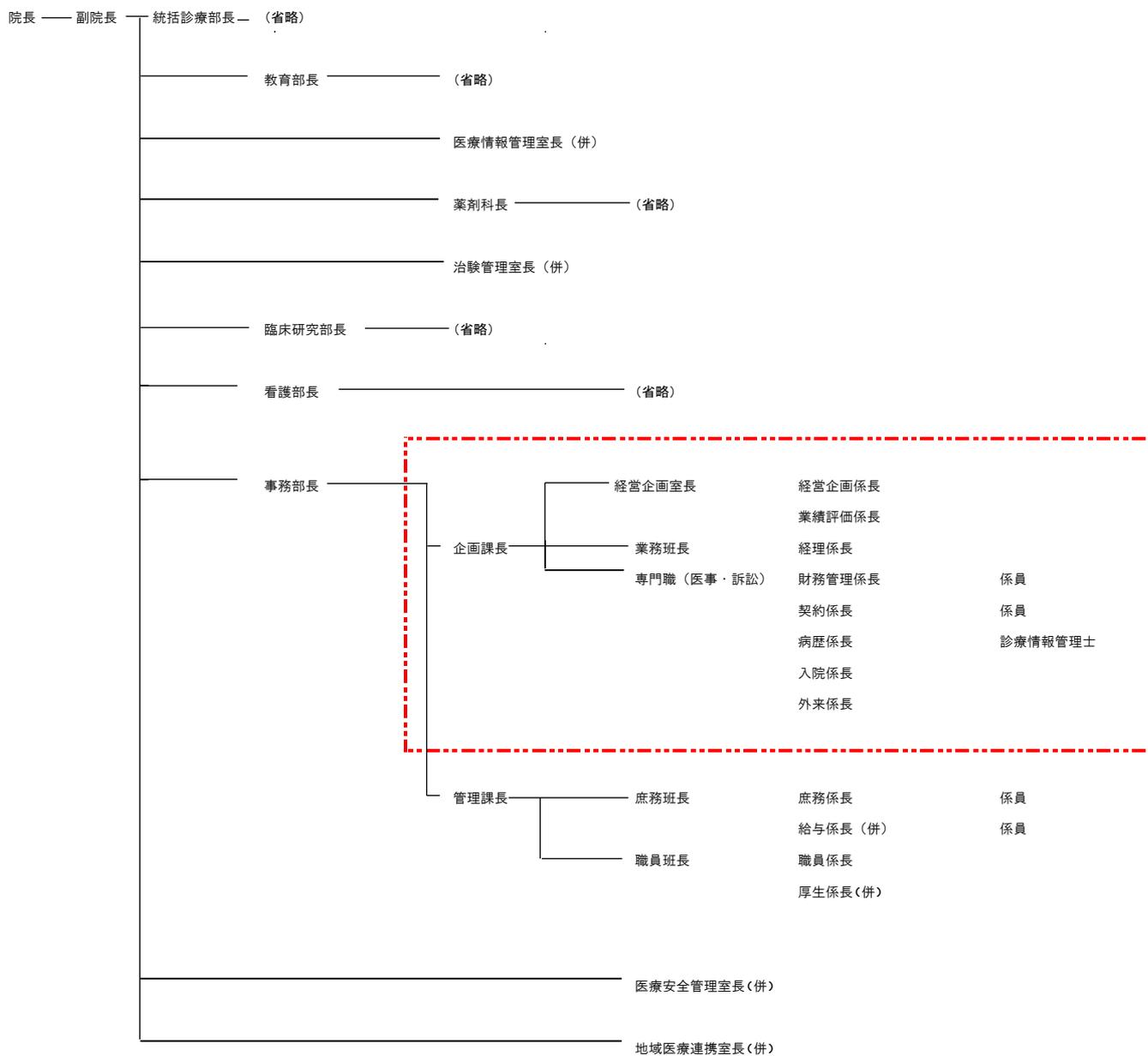
- 弁護士法による規制があり、外部委託ができないため行っていない。

## 国立病院機構における債権回収の主な流れ



※ 一連の取扱いについては、各病院において対応。  
ただし法的措置については、国立病院機構（理事長名）<sup>4</sup>において行う。

# 国立病院機構〇〇病院 組織図



# 国立病院機構における医業未収金に係る法的措置等実施状況

(平成19年2月末現在)

## 支払督促制度

支払督促制度は、正式な裁判手続きを経ないで、病院からの申請により、判決などと同様に、裁判所から債務者に対して金銭などの支払を命じる督促状を送付してもらう制度である。

(単位：円、%)

| 実施件数 | 金額<br>A    | 手続中の債権 |           | 回収できた債権 |           | 回収不能債権 |           | 回収率<br>C/(A-B)×100 |
|------|------------|--------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|--------------------|
|      |            | 件数     | 金額<br>B   | 件数      | 金額<br>C   | 件数     | 金額<br>D   |                    |
| 56   | 10,719,877 | 12     | 2,639,035 | 23      | 4,760,687 | 21     | 3,320,155 | 58.9               |

※和解等により分割支払となったものについては、「回収できた債権」として全額を計上している。

## 少額訴訟制度等

少額訴訟制度は、60万円以下の少額案件を対象とした訴訟であり、一般の裁判のように、弁護士を代理人とする必要がなく、1回の審理で紛争を解決できる制度である。

【少額訴訟】

(単位：円、%)

| 実施件数 | 金額<br>A   | 審理中の債権 |         | 回収できた債権 |         | 勝訴したが未回収の債権等 |           | 回収率<br>C/(A-B)×100 |
|------|-----------|--------|---------|---------|---------|--------------|-----------|--------------------|
|      |           | 件数     | 金額<br>B | 件数      | 金額<br>C | 件数           | 金額<br>D   |                    |
| 11   | 2,310,061 | 0      | 0       | 4       | 818,862 | 7            | 1,491,199 | 35.5               |

※和解等により分割支払となったものについては、「回収できた債権」として全額を計上している。

【訴訟】

(単位：円、%)

| 実施件数 | 金額<br>A   | 審理中の債権 |           | 回収できた債権 |           | 勝訴したが未回収の債権等 |         | 回収率<br>C/(A-B)×100 |
|------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|--------------|---------|--------------------|
|      |           | 件数     | 金額<br>B   | 件数      | 金額<br>C   | 件数           | 金額<br>D |                    |
| 19   | 4,009,020 | 4      | 1,508,270 | 12      | 2,169,695 | 3            | 331,055 | 86.8               |

※和解等により分割支払となったものについては、「回収できた債権」として全額を計上している。

## 債権回収業者の活用

債権回収業者に対し、債務者への支払案内（集金代行業務）の事務を委託するものである。

なお、医療費債権を委託できる債権回収業者は、債権回収業に関する特別措置法（平成10年10月6日法律第126号）により、法務大臣の許可を得た債権回収業者であって、かつ、医療費債権等の「特定金銭債権以外の債権」について兼業の承認を得た債権回収業者である必要がある。

【債権回収業者による回収状況】

(単位：円、%)

| 委託件数 | 金額<br>A    | 委託している債権 |            | 回収できた債権 |           | 回収できなかった債権 |         | 回収率<br>【H19.2末現在】<br>C/A×100 |
|------|------------|----------|------------|---------|-----------|------------|---------|------------------------------|
|      |            | 件数       | 金額<br>B    | 件数      | 金額<br>C   | 件数         | 金額<br>D |                              |
| 174  | 37,847,631 | 168      | 35,309,281 | 6       | 2,538,350 | 0          | 0       | 6.7                          |

※分割支払となったものについては、「回収できた債権」として全額を計上している。